

# 日野市工事情報共有システム試行要領

令和 6 年 4 月

日野市総務部建築営繕課

#### (目的)

第1条 この要領は、日野市が発注する営繕工事における工事施工中の受発注者間の業務の効率化及び生産性の向上を図るため、「情報共有システム」を利用するにあたり、必要な事項を定めるものである。

#### (用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

##### (1) 情報共有システム

建設工事において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

##### (2) 受注者

受注者とは、建設工事において発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主にいう。なお、監理技術者や主任技術者などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

##### (3) 発注者

発注者とは、建設工事において受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員を主にいう。なお、検査員や発注担当所属職員などの関係者も各種工事情報の共有を可能とする。

##### (4) ベンダー

ベンダーとは、情報共有システムを運用するシステム提供者を主にいう。

##### (5) 工事帳票

工事帳票とは、日野市 HP の工事等提出書類書式集よりダウンロードすることができる「工事受注者の作成する書類」(日野市総務部建築営繕課作成)に記載されている「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお、「情報共有システム」による打合せ簿等の「発議・提出・受理」などの処理を行うことで、「書面」として有効であり、紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事帳票の変更履歴が記録されている必要がある。

#### (対象工事)

第3条 日野市が発注する営繕工事において発注者が指定する工事を対象として、「情報共有システム」を利用する。ただし、発注者が指定する工事においては、事前に監督員と協議を行い、真にやむを得ない場合を除き、原則実施するものとする。

#### (機能要件)

第4条 本要領において使用できる「情報共有システム」は、国土交通省の「電子納品に関

する要領・基準」のホームページに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件（最新版）」を満たすこととし、更新があった場合には、その都度最新の機能要件に基づくこととする。合わせて、日野市が求める要件（第13条）を満たすものの中から、受発注者で協議して決定する。ただし、その他の情報共有システムを利用する場合は、事前に受発注者で協議のうえ、利用の判断を行うことができる。

2 受注者は、「情報共有システム」において、推奨される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用を開始するまでに「情報共有システム」の推奨環境を用意するものとする。

（対象とする工事帳票）

第5条 「情報共有システム」で対象とする工事帳票は、別表1を参考にして工事着手前に受発注者間の協議により決定する。

（遠隔臨場）

第6条 「情報共有システム」に搭載された遠隔臨場支援機能を利用して、「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施する際は、『令和5年4月 東京都建設局 建設現場における遠隔臨場試行要領（案）』の内容に従うものとする。

（工事検査）

第7条 工事検査（工事完成検査、既済部分検査、中間検査）においては、「情報共有システム」で処理した工事帳票は真にやむを得ない場合を除き、原則紙に出力せずに、電子データを利用し検査すること。

（データ移管）

第8条 工事完成検査の終了後、受注者は「情報共有システム」内の電子データを速やかに保存し、必要な工事書類の保管を行うものとする。

（電子納品）

第9条 受注者は、この要領に基づき作成した工事帳票等は、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」に基づき電子納品を行うものとする。

（利用に係る経費）

第10条 「情報共有システム」の利用に係る経費（登録料及び発注者のアカウント費用含むアカウント利用料）は、工事費に含まれている。尚、必要なアカウント数については、事前に受発注者で協議のうえ、決定すること。

(利用上の留意点)

第 11 条 受発注者は、以下の項目について留意して利用する。

- (1) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化
- (2) ID・パスワードの管理の徹底
- (3) フォルダ構成の統一
- (4) 通信環境の整備

(情報漏えい等の防止)

第 12 条 受発注者は、当該工事において知り得た情報及び個人情報等の保護の重要性を認識し、情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等、個人情報を含めた情報の適切な管理を行う。情報の漏えい等が発生した場合には、受発注者間で漏れの無いよう報告を行うこととする。

(日野市が独自に定める要件等)

第 13 条第 4 条で定めた機能要件の他、次に定める要件等を満たすシステムの使用及び運用を行うものとする。

- (1) 情報共有システムは、PDF、SFC 形式のファイルがシステムのビューワ機能によりブラウザ上で表示可能なこと。
- (2) 受注者は、脆弱性診断の実施について、実施日とその結果についてベンダーから報告を受けるとともに、その結果を記録が残る方法（紙面、メール等）により、発注者に報告すること。
- (3) 情報共有システムと利用者との通信は、TLS1.2 以上とする。
- (4) 情報共有システムのデータを保存するサーバーは、日本国内に設置されたベンダーを利用し、日本国法を準拠法とすること。
- (5) ID 及びパスワードの管理

受発注者及びベンダーは、ID 及びパスワードに関し、次の事項を遵守するものとする。

ア 受発注者は、自己が利用している ID を他人に利用させないこと。

イ 受発注者は、共用 ID を利用する場合、共用 ID の利用者を必要最小限とし、利用者以外に利用させないこと。

ウ パスワードは『外部委託における情報セキュリティ遵守事項』のパスワードポリシーに即したものとし、推測されないものとする。

エ 情報共有システムへの不正アクセス等の恐れ、又はパスワード漏えいの恐れがある場合には、パスワードを速やかに変更すること。

オ ベンダーは、パスワードを秘密にし、パスワードの照会には一切応じないこと。

カ ベンダーは、不要となった ID は速やかに削除すること。

(7) ベンダーは、契約書に記載された期日に達した際には、自動あるいは手動により全て

のデータは削除すること。

(8) 受注者は、セキュリティインシデントが発生した際の発注者への報告のフローを、契約締結時に発注者に提出すること。

(9) 受発注者は、意図しない公開設定や、操作等により情報漏えいを発生させないために、情報共有システムの設定や、操作方法をよく理解した上で利用すること。

(10) 受注者はサービス利用規約等に、契約途中におけるサービス終了時の事前の通知方法や期限、データの移行方法の記載があることを確認すること。記載がない場合は、サービス利用規約や、契約書への追記により確認すること。

(11) 他システムとの連携は行わない。連携する必要がある場合には、受発注者間の協議により、他システムの利用の可否を決定する。

(12) ベンダーが提供するサービス（機能）の中で、利用可能なサービス（機能）は、別表2のとおりとする。

(13) 大規模災害等で、ネットワーク回線の不通や、システムの故障が長期化し利用できない事態が生じた場合には、紙面により工事帳票の提出等を行う。提出方法については、受発注者間で協議すること。

なお、既に情報共有システムに保存された情報については、受発注者間で協議によりその取扱い（検査時の対応等）を定めるものとする。

(その他)

第14条 本実施要領に定めがない事項に関しては、「工事情報共有システム活用ガイドライン（東京都建設局）」を準用するほか、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。